現場説明書

工 事 名 大又沢下流治山工事

工事場所 秋田県南秋田郡井川町井内 字井内山外 2 国有林 2063 林班地内

米代西部森林管理署

- 1 施工地の状況について
- (1) 付近における他事業の計画及び実行
- ア 国有林野事業

該当なし

イ 他省庁・県・市町村事業

該当なし

(2) 最寄駅等の各基点から現場までの距離

起点	距離	起点	距離
米代西部森林管理署	48. 1 k m	大台-防災センタ	一前 1.4km
		バス停	
井川町役場	11. 2 k m		
奥羽本線井川さくら駅	11.0 k m		

(3) 共通単価の補正事項

この工事については、「共通単価の補正事項」(様式-1-1)のとおり単価の補正を行っている。

(4) 現場代理人の兼務について

該当なし

2 保安林等関係法令による規制、条件等について

干害防備保安林

- 3 準備工事関係について
- (1) 支障木の処理方法

支障木の処理方法は、森林整備保全事業工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)3-2-1-4によるほか次のとおりとする。

監督職員と協議のうえ適切に処理すること。また、伐倒、枝条等の整理に必要な経費ついては、

設計に含んでいない。

なお、現地状況等に応じて設計変更の対象とすることがある。

(2) 工事に要する土地

ア 工事用地等

国有林野事業工事請負契約約款(以下「約款」という。)第16条第1項の「工事の施工上必要な用地」は、別紙の区域図のとおりとし、使用開始可能時期は次のとおりとする。

なお、当該工事用地等以外を施工上必要とする場合は、監督職員と協議のうえ所定の手続きを 経てから使用しなければならない。その使用に当たっては、その区域が常に明確に識別できるよ う周囲の主要な箇所に境界標を設置するとともに、公衆の見やすい場所に標識を設置しなければ ならない。

種目	使用開始可能時期
工事用地	工事請負契約締結日の翌日
工事用付带地	工事請負契約締結日の翌日

イ その他

工事の施工上必要な国有地以外の用地については、発注者において事前に確保する予定であるが、これ以外に必要とする場合は、原則として受注者において確保しなければならない。

4 本工事関係について

(1) 掘削土砂の捨土範囲

標準仕様書 3-2-1-11 及び 5-3-5-3 に記載のとおりとするが、これにより難い場合は次のとおりとする。

監督職員の指示による。

(2) 植栽工及び実播工の施工時期

種目	用	f	期	
植栽工	月 乍	J から	月	旬まで
実 播 工	月 乍	J から	月	旬まで

(3) 寒中コンクリートの施工管理

コンクリートの施工が寒中コンクリートによる場合にあっては、「治山工事気象観測整理表」(様式-1-2) により観測し、整理のうえ監督職員に提出しなければならない。

また、標準仕様書 3-3-9-2 及び 3-3-9-3 の温度測定については、「治山工事コンクリート温度測定整理表」(様式-1-3)により測定し、整理のうえ監督職員に提出しなければならない。

- 5 仮設工事について
- (1) 仮設等

ア 指定仮設

該当なし

イ 仮設工事数量

「仮設工事数量内訳書」 (様式-1-5) のとおり。

(2) 現道補修

ア 補修区間

該当なし

イ 路盤材料及び数量

該当なし

ウ その他

(3) 工事看板等の設置

- ① 工事看板等又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車から認知される場所に設置し、工事の実施に関し周知させること。
- ② 工事看板は木製工事用看板枠工を標準とし、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。
- ③ 監督職員が別途指示する場合は、それによること。
- (4) 国有林材(丸太)の使用

該当なし

(5) その他の仮設工事

休憩所、資材置場等の設置については、監督職員の指示による。

6 支給材料及び貸与品について

約款第15条第1項の「支給する工事材料及び貸与する建設機械器具」は、次のとおりとする。 該当なし

7 工事材料の検査等について

(1) 約款第13条第2項の「監督職員の検査を受けて使用すべきもの」と指定する工事材料は、標準仕様書によるほか次のとおりとする。

また、当該工事材料を確認できる写真を添付する。

名 称		検	査 内 容
	品 質	規格・寸法	証明書による確認
鋼材	0	(()	品質は証明書による確認
砕石	(()	(()	納品書による確認
明視できない部分に使用する材料	(()	(()	類似材料の検査に準じる
その他	(()	(()	類似材料の検査に準じる

- 注) 1 検査内容については、裸書は全量検査、()書は抽出検査である。
 - 2 設計変更により新たな工事材料を使用することとなった場合は、監督職員の指示によるものとする。
- (2) 約款第14条第1項の「監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるもの」と指定する工事材料は、標準仕様書によるほか次のとおりとする。
 - 斜面実播工における種子、肥料、養生材等の調合材料
 - ・ その他調合して用い、使用後調合割合等の確認が困難な材料
- (3) 約款第14条第2項の「監督職員の立会いの上施工するもの」と指定する工事は、標準仕様書によるほか次のとおりとする。

該当なし

- (4) 約款第14条第3項の「見本又は工事写真等の記録を整備すべきもの」と指定する工事材料の調合 又は工事の施工は、標準仕様書によるほか次のとおりとする。
 - ・ 斜面実播工における種子の発芽試験記録
- 8 部分払いの対象となる工事材料及び工場製品について

約款第38条第1項の「部分払いの対象とすること」を指定する工事現場に搬入済みの工事材料及び 製造工場等にある工場製品は、次のとおりとする。

該当なし

9 解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である場合にあっては、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札するものとする。

また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

10 火災保険等

約款第58条第1項の「火災保険、建設工事保険その他の保険」は、次のとおりとする。

付保を要しない。ただし、社会保険等については、治山工事特記仕様書「保険の付保及び事故 の補償について」によることとする。

11 約款以外による契約変更について

(1) コンクリートの種類等の変更

コンクリートの種類、レディーミクストコンクリートの品質・規格、コンクリート打設及び運搬 方法の変更については、所定の品質が確保されれば承認するので、あらかじめ監督職員に協議しな ければならない。

なお、協議の結果、設計変更の対象とする場合がある。この場合は前記7の(1)において指定した工事材料及び特記仕様書の記載事項について変更が生じることがある。

(2) 火薬庫等の変更

ア 火薬類を使用した事実に基づき、「火工所」に係る損料を増額する。

イ 「庫外貯蔵庫」に係る損料は、現場に設置した事実又は現場に設置しないが受注者の事務所付 近等別の場所に設置許可を受けたと認められる事実に基づき増額する。

(3) 除雪費の変更

現場内除雪費は、降(積)雪の状況に応じて設計変更の対象とすることがある。

12 主任技術者及び監理技術者について

- (1) 約款第10条第1項第2号の主任技術者については、請負代金額4,500万円以上の場合にあっては、専任の者でなければならない。
- (2) 約款第10条第1項第2号の監理技術者については、下請契約額の総額5,000万円以上の場合にあっては、必ず置かなければならない。

13 安全上の注意について

標準仕様書 1-1-1-31、1-1-1-32 及び 1-1-1-37 によるほか、特記仕様書、森林土木工事安全施工技術指針(平成 15 年 3 月 27 日付け 14 林整計第 360 号林野庁森林整備部長通達)、「労働災害の未然防止について」(様式-1-4)に留意のうえ、災害の防止を図らなければならない。

14 請負代金内訳書について

受注者は、約款第3条の請負代金内訳書を提出しなければならない。

15 契約の保証について

入札説明書、入札注意書、契約約款のとおりとする。

なお、予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

16 国庫債務負担行為に係る契約の特則について

該当なし

17 違約金に関する特約条項について

契約約款のとおりとする。

18 前金払、中間前金払及び部分払について

- (1)受注者は、約款第35条第1項の前払金の支払について、請負代金額300万円以上の場合にあっては請求することができるが、請負代金額300万円未満の場合にあっては請求できないものとする。
- (2) 受注者は、約款第35条第3項又は約款第38条の中間前金払又は部分払について、請負代金額が 1,000万円以上であって、かつ工期が150日を超える工事である場合、中間前金払と部分払 のどちらか一方を選択することができる。

なお、中間前金払の対象は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該 工事において償却される割合に相当する額に限る)等に必要な経費とする。また、支払の条件は、 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われており、工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上(材料費、労務費、機械器具賃貸料等に必要な経費)であるものとする。

(3) 低入札価格調査を受けた者と契約する場合は、約款第35条第1項中「10分の4以内」を「10分の2以内」に、同条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、同条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、同条第5項、第6項及び第7項中「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

なお、このことをもって、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものでは ない。

19 元請・下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化(請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等)、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めなければならない。

20 再生資源利用計画書について

特記仕様書「建設工事に係る資材の再資源化等について」(様式-2-7)に規定する「再生資源 利用計画書」は、別表イの「再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-」と別表ロの「再生資源 利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-」である。

21 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について(様式-2-8)

特記仕様書「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について」(様式-2-8)に規定する所定の様式は、様式-1-6「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」と様式 -1-7 「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」である。

22 工事カルテの作成及び登録について

標準仕様書 1-1-1-5 に規定する登録等をしなければならない。

なお、登録申請に要する費用は受注者の負担とする。

23 間伐材、合法性・持続可能性を証明された木材の利用促進について

特記仕様書「木材の調達に関する特記仕様書」(様式-2-10)に規定する木材の合法性、持続可能性の証明書は、様式-1-8、様式-1-9、様式-1-10、様式-1-11を参考とし任意の書式で提出しなければならない。

24 交通誘導員について

特記仕様書「交通誘導員特記仕様書」(様式-2-11)に規定する。

道路交通法第80条に基づく協議により交通誘導員を配置する必要がある場合又は同法第77条に 基づく道路の使用許可条件として交通誘導員を配置する必要がある場合であって、警備員等の検定等 に関する規則第2条の表の種別4及び5項に該当した場合は、交通誘導業務に係る一級検定合格警備 員又は二級検定合格警備員を一名以上配置するものとする。

25 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 支出負担行為担当官(分任官含む)が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を 記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

26 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を 促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (7) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

27 工事期間に係る余裕工期について

(1) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和7年12月14日(工事着手日の前日)まで余裕期間を見込んでいます。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。

(2) 余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届け出るものとする。

28 施工体制台帳の作成及び提出について

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合には、その下請金額にかかわらず、建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出すること。

29 電子納品について

受注者は、標準仕様書 3-1-1-7 に規定する工事完成図書を納品しなければならない。ただし、電子納品の範囲等については監督職員と協議により決定することとする。

30 建設業退職金共済制度について

- (1) 受注者は、特記仕様書様式-2-12に規定することのほか、工事完成後には標準仕様書 1-1-1-47 に規定する掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提出すること。
- (2) 受注者は掛金納付を証紙貼付方式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、 対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な共済証紙が不足した場合には必 要な日数の共済証紙を追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出す ること。

また、工事完成時には工事別共済証紙受払簿を監督職員に提出すること。

- (3) 受注者は掛金納付を電子申請方式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、 対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な退職金ポイントが不足した場 合には必要な日数の退職金ポイントを追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事 完成までに提出すること。
- 31 建設発生土の搬入先 該当なし
- 32 山林砂防工の適用について 該当なし

共通単価の補正事項

		補正の				
補	正事項	有 無	補正内容	補 正 率	加算額	備考
		$(\bigcirc \cdot \times)$				
通 !	勤 補 正	×	直接工事費の			
			労務費		_	
冬	期 補 正		労務費	1.02		補正係数
機械	損料補正		豪雪地域割増	1. 10	_	供用1日あたり
						損料/補正係数
レ	地域補正		地域割増			
デ				_		
コイ	小型車補正		小型車割増			
ンー						
クミ	冬 期 補 正		冬期割増			
リク						
ース						
トト						
週	休2日補正	0	直接工事費の	1. 04		補正係数
			労務費			
		0	直接工事費の機	1. 02		補正係数
			械経費 (賃料)			

諸経費等の補正事項

工 種	諸経費	補正事項	補 正 率 又 は 加 算 額	備考
	共通仮設費	施工地域補正	1.30	補正係数
		週休2日補正	1. 03	補正係数
	現場管理費	施工地域補正	1.00	補正係数
		週休2日補正	1. 05	補正係数
		冬季補正	1. 20%	補正率
	一般管理費等	前払補正係数	1.00	補正係数
		契約保証補正	0.04%	補正値

該当なし

大又沢下流治山工事

治山工事気象観測整理表

		复	ā i								
月日	観測時刻	観測時	最 高	最 低	天 候	降雪	積 雪	風向及び風速	主 作 業	備	考
		(°C)	(°C)	(°C)		(cm)	(cm)				

様式-1-3

該当なし

大又沢下流治山工事

治山工事コンクリート温度測定整理表

		コンク	リート温度	(°C)		養生	生覆い内	温度	(°C)			
月日	観測時刻	練 上	荷 受	打 込							備	考
			(受入)		観測時	最高	最 低	観測時	最高	最 低		

労働災害の未然防止について

東北森林管理局

当局の発注する林道及び治山工事における労働災害の防止については、労働安全衛生諸法令等に基づき積極的に取り組んでいただいているところですが、今後とも労働災害の未然防止のため、特に次の事項について現場作業員各人まで徹底されるようお願いします。

1 工事現場における安全について

- (1) 諸法令等を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うこと。
- (2) 墜落、物の飛来等による危険の防止措置を的確に行うこと。
- (3) 退避場所、避難方法等を徹底し、習慣化に努めること。
- (4) 保護具の完全着用と諸施設の点検・整備に努めること。
- (5) 車両系建設機械については、作業時はもとより、積み卸し、自走による移動時等においても、安全作業の徹底に努めること。
- (6) 火薬類、油脂燃料の保管・取扱いには、万全を期すこと。
- (7) 安全上必要な場合は、関係者はもとより部外者に対しても、立入禁止、危険箇所等の表示等適切な措置を講ずること。
- (8) 仮設宿舎、休憩所等の設置に当たっては、土砂崩壊、地盤決壊、土石流等の危険に十分留意すること。

2 林道等の通行について

工事箇所に通じる林道等の通行に当たっては、安全運転に努めるとともに、他事業における利用者と十分な意思疎通を図り、円滑な運行に努めること。

3 異常気象時の措置について

- (1) 台風、豪雨等により危険が予測される場合は、情報の収集に努めるとともに、作業の中止、避難、下山等の判断を早期かつ確実に行うこと。
- (2) 台風、豪雨等の後の作業再開に際しては、事前に作業現場の見回りを行うなど安全の確保を図ること。

4 土石流対策について

土石流の発生・到達するおそれのある現場においては、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく安全対策を講ずること。

5 その他

- (1) 現場内への資材納入業者及びその従業員に対しても、安全上の指導と協力を要請すること。
- (2) 山火事防止のため、火気の取扱いに十分注意すること。
- (3) 工事の開始に当たっては、森林管理局・署等や関係機関と必要に応じ打合わせを行うこと。

仮設工事数量内訳書

工 種	仕	様	単位	数	量
別紙工種別数量内訳書の	,		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,	
とおり					

仮設工事数量内訳書(積上共通仮設)

工 種	仕	様	単 位	数	量
別紙工種別数量内訳書及					
び公表用設計書のとおり					

様式-1-6

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

		・ 仕云 生 寺に 関 9 〇 夫 旭 仏 仇
工事名	⇒ /π → →	受注者名
項目	評価内容	備考
高度技術	施工規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度
	□構造物固有	複雑な形状の構造物
工事全体を通して		既設構造物の補強、特殊な撤去工事
他の類似工事に比	□技術固有	特殊な工種及び工法
べて、特異な技術		新工法(機器類を含む)及び新材料の適用
カ		各種調査等の工事
	□自然条件等	特殊な土壌。地質の影響
		湧水、地下水の影響
		制約の厳しい工事用道路・作業スペース等
		気象現象の影響
		資材運搬の制限の影響
		動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	□社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物
		鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工
		周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策
		廃棄物処理
		現道上の交通規制
	□現場での対応	災害等での臨機の処置
		施工状況(条件)の変化の対応
	□その他	
□創意工夫	□準備・後片付け	
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類
「高度技術」で評		二次製品、代替製品の利用
価するほどでない		施工方法の工夫
軽微な工夫		施工環境の改善
		仮設計画の工夫
		施工管理、品質管理の工夫
		自然環境への影響軽減の工夫
	□品質関係	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮
		安全教育・講習会・パトロールの工夫
		作業環境の改善
		交通事故防止の工夫
	□施工管理関係	
	□その他	
社会性等	地域への貢献等	 域の自然環境保全、動植物の保護
		現場環境の地域への調和
地域社会や住民に		地域住民とのコミュニケーション
対する貢献		ボランティアの実施
ューナル・トッチョン	ロにレマーカ記す	

- 1. 該当する項目に□にレマーク記入。
- 2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式-1-7

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工事名		/
項目	評価内容	
提案内容		
(説 明)		
(添付図)		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称 事業体の所在地: 認定番号

代表者氏名

下記の物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林であり、森林の伐採に関する法令に照らして合法に手続を行っているものであることを証明します。

記

- 1 物件(森林)所在地:
- 2 伐採面積
- 3 樹種
- 4 数量
- 5 その他: (納品書等があればその旨を記入)
 - *本様式による証明書の作成に代えて、伐採届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。
 - *合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

証明書番号 令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称 事業体の所在地: 認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された原木です。

記

- 1 樹種
- 2 数量
- 3 その他 = (納品書等があればその旨を記入)

*業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

*本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

*合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称 事業体の所在地: 認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他 : (納品書番号等を記入)

*業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

*本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

*合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称 事業体の所在地: 認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他 : (納品書番号等を記入)

*本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

*合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

別表イ 再生資源利用計画書 一建設資材搬入工事用一

2. 金元 東京	1 T	車押:	亜							<u> </u>		<u> </u>					,	面	
本書館		于W	· 女						・エック欄				+=			コード * 2	記入年月日	R. 年	 月 日
	発達	主機関:	名			発注機関	コード*1		, ,		解体工事業登録		知事		号 /		工事責任者		
工事を								IEL	()	全	会社 所 在 地				()	調査票記入者		
										千百	十一千百十		左記全額のうと特定建設姿は底	善物の処理費用					
T		事名						-	āF.	負金額 億億	億億万万万	0.000	記入の必要は有り	しません 日 口					
正要数字		F-14			都道	市区		住所コー	i*4		年	1 1 (1/1,2=07	· / ISI	I	建築面積		' 	谐 数	地上階
2. 建設資材利用計画	工事	₿施工場 P	PIT		府 県	町村				工 期 令和	年	月 日まで		[""	延床面積		m ²		地下階
2. 建設資材利用計画	– a	車 畑 西 🤄	华				(再生資源	の利	<u>-</u>				建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい	(3			ブロック造 5.7	木造	3.鉄骨造 6.その他
注目の一下を5-9位下記間外のコード表上リ数字を含んで代きれ。	上月	尹 似 女 5	च				用に関する 事項等)	特記							使 途 数字に○をつける	1.居住専) 4.店舗	甲 2.居住産 5.工場、	業併用 作業所	3.事務所 6.倉庫
# 投 資 有 (割付を含む)	った	业咨	ᅓᆁᄄ	計画										*	解体工事につい				9.その他 す。
かち	2.)建	议具'					:記欄外のコート												
分別 10 10 10 10 10 10 10 1			1 1									生資材を利用した場合に	に記入してください)		1 -		南生姿材利田島	·(B)	再生資源
カンツー トン トン トン トン トン トン トン ト	分	類		規格		们 用 里(A)	再生資材	の供給元施設	と、工事等の名称	種類 コード*7	ルニネー 内容 コード*8	再生資	は材の供給元場所住所		住所コード ^平 *4		丹工员彻利加里		利用率 B/A×100
1	コ	ンクリート														—		トン	%
2 1 1 1 1 1 1 1 1 1							+												% %
大型 1 1 1 1 1 1 1 1 1	l <u>L</u>		í	合 計														トン	%
************************************	及	び鉄から					+												% %
大学 トン トン トン トン トン トン トン ト	定					トン												トン	%
### 1	建	木材	i i	合計															<u>%</u>
2月 1 1 1 1 1 1 1 1 1	資材					トン												トン	%
大きな	''			<u></u> 숙 計			+								<u> </u>				% %
トン トン トン トン トン トン トン トン				7 7														トン	%
上 世		混合物																	% %
接換の			Î	슼 計															%
接換所		土 砂			1														% %
連数	7																	締めm³	%
#	0 =	砕 石	î î	<u> </u>	1	2	3				<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>	2	% %
## 合 計	の	*, 1																	%
子の他	建設			숙 닭															% %
日本学校 日本学校	材			¬ ні		トン												トン	%
1	(1										<u> </u>								% %
1 生 コン 2 無		707-BLJ (7		合 計						1	 				4	1			%
コンクリート及び鉄から成る建設資材について 1.有筋コンクリートとび鉄から成る建設資材について 1.有筋コンクリートと変数のでは、数単のは、数単のは、数単のは、数単のは、数単のは、数単のは、数単のは、数単の	コンクリ	ートにつ		カリートー 炉制 ロ	3. 子 の冊	アスファ			再生資材の供給	元について	施工条件に	ついて	コンクリートについて	まなコンカリートーゲ	7制只 3 乙の4	h			
1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石 5.ぐり石、割ぐり石 6.その他 その他について(再生資材の名称を具体的に記入) 1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他 4.その他 4.その他	1. ケース 1. カース 1. カース 1. オーア 1. オーア 1. オーア 1. 子 2. 3. カース 1. サース 1. オール 2. オール 2. オール 2. オール 3. カース 1. オール 3. オール 3. オール 3. オール 3. オール 4. オール	コー筋つ材り粒粒粒熱の一四段砂つラントコいば小皮度度アル種種汚山いシントコいば小皮度度アアスで建建泥山で火をジグード合スススプラシ酸改工で、	2.無から二 (新から二 (新から二 (新から二 (新から二 (新カンンンア (新カンンンア (新カンンンア (新カンンンア (新カンンンア (新カンンンア (新カンンア (新カンンア (新カンンア (新カンンア (新カン	建設資材について に品 2.その他 2.木 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	て ファルトコンクリート モルタル 生土 3.第三種建 6.土質改良 ト砂	1表層の 3.上の 1表層の 土土の 1.道 4.構で 2.ほそに、 8.そに、 8.そに、 8.そに、 1.結論構造の 1.結論構造の 2.結構で 4.その他に 4.その他に	2.基基 路盤 車場 舗装、敷地 いて 2.基本 物等の裏 は は な 2. 数 は は は は は は は な な は な は な は な は な は な	3.河川築堤 U用 6.水面埋立用	1.現場内利用 2.他の工事現場 3.他の工事現場 4.再資源化施設 5.ストックヤート	易(陸上) 易(海上) 设	1.再生材	の利用の指示なりの利用の指示なし	1.再生生コン 2.再生無コンクリート及のコンクリート及のコンクリート系コンクリート系コンクリートスが鉄から成これ材について1.再生名がについて1.再生名が展でスコン(開3.再生密粒度アスコン(開3.再生を細熱アスコント安土砂に一種種建設発生土4.建設済には発生土4.建設済に出する。以上では、1.年との世上4.年の地で1.第一年では、1.年との世上4.年の地で1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	建設資材について次製品 2.その代金(く) 2.再生木質 2.再生木質 4.再生 2.再生 2. 変更 2. 表更 2. 表更 2. 再生 数度調整 4. 表更 2. 再生 数度調整 4. 表更 2. 再生 数度调整 4. 表更 2. 再生 数度调整 4. 表更 2. 再生 数度调整 4. 表更 2. 再生 数度 3. 表更 4. 表更 5.	也 「ボード スファルトコンクリー レトモルタル 土 3.第三種類 6.土質改良 砂	−トを含む)	アスファルト海 再生材(製品) ている場合で 含んだ再生資 記入してくださ	合物等で、利)の中に、新材 あっても、新材 材 (製品)の系 い。	用した が混入し 混入分を 用量を

別表口 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

1.工事概要 表面に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と 新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量(掘削等)のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

場外搬出時	1)発生量		. 項	場内利用·浏	过量		ı																
場外搬出時	1)笄往里		· / -JU-	יים מוייף ניין ופיי	<u> </u>			現 場 外	搬出に	ついて						. .				再生資源			
場外搬出時	(掘削等)	現場内利用 減量化				域 量 化	現場外搬出について				· ·				V ≆х₩Т			@ T + '#'F	促進				
の性状		用途	②利田景	うち現場内	減量法	③減量化量	搬出先名称 3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上に	区分 施. どちらかにOを	工条件の	出 先 場 所	住所⊐		運搬趴	2離 (受入地 カ用途 ト	④現場外搬出量	うち現場内 改良分	⑤再生資源 利用促進量				
=	=2+3+4	*10		改良分	*11	@#X <u> </u>	わたる時は、用紙を換えて下さい。	付けて下さい コ			*4	Ŧ	百十-			14		3.2.7	(注2)	1			
							搬出先1	公共 民間					<u> </u>	km		/	トン	トン					
コンクリート塊					/		搬出先2	公共 民間					╀╀	km		/	トン	トン					
建設発生木材	トン		トン	トン	Ψ_		搬出先3	公共 民間			111		 	km		-/+	トントン	トン	トン				
							搬出先2	公共 民間					├ ┼┼	km km		/	トン						
(木材が廃棄物 になったもの)	トン		トン	トン	,	トン	搬出先3	公共 民間					ttt	km			トン		トン				
	1,2		- 12	12			搬出先1	公共 民間					111	km		/	トン	トン	1,5				
アスファルト・ コンクリート塊							搬出先2	公共 民間					 	km		/ <u>-</u>	トン	トン					
10 7 9 1 No.	トン		トン	トン	/ //	1	搬出先3	公共 民間						km	<u>/</u>		トン	トン	トン				
建設発生木材							搬出先1	公共 民間						km			トン						
伐木材、除根材							搬出先2	公共 民間						km			トン						
など)	トン		トン	トン	/	トン	搬出先3	公共 民間					Ш	km			トン		トン				
							搬出先1	公共 民間						km			トン	トン					
建設汚泥							搬出先2	公共 民間				 	 -	km			トン	トン トン					
	トン		トン	トン	\	1 12	搬出先3	公共 民間 公共 民間					HĤ	km km			トン	トン	トン				
							搬出先2	公共 民間					╁┼┼	km km			トン	トン					
	トン		トン	トン	,	トン	搬出先3	公共 民間					$\dagger \dagger \dagger$	km			トン	トン	トン				
	1.5		- '-		1		搬出先1	公共 民間			iii		ĦĦ	km			トン		,,,				
金属くず							搬出先2	公共 民間					TTT	km			トン						
	トン						搬出先3	公共 民間						km		7.1	トン		トン				
							搬出先1	公共 民間						km			トン						
廃プラスチック							搬出先2						<u> </u>	km			トン						
	トン						搬出先3								トン								
64 6 10							搬出先1																
紙くず							が に フロン					km		 	トン]					
	トン				+	1 12	搬出先3 搬出先1	: 公共 民間:				_	₩	km km			トントン	$\overline{}$	トン				
アスペント							搬出先2	公共 民間					╅╅	km			トン						
(飛散性)	トン					1	搬出先3	公共 民間					†† †	km			トン		トン				
					ĺ		搬出先1	公共 民間			111		tti	km			トン						
その他の分別された廃棄物					_ ا		搬出先2	公共 民間						km			トン						
	トン			İ			搬出先3	公共 民間						km			トン		トン				
第一種							搬出先1	公共 民間					<u> </u>	km			地山m ³	地山m³					
建設発生土	0			ļ ,			搬出先2	公共 民間					<u>ļ. į. į.</u>	km			地山m ³	地山m ³					
//r — 1#	地山m³		地山m³	地山m	<u> </u>		搬出先3	公共 民間					HH	km			地山m³	地山m ³	地山m³				
第 二 種 建設発生土							搬出先1 搬出先2	公共 民間					├ ┼┼	km km			地山m³	地山m³					
±以兀エエ	地山m³		地山m³	地山m [®]	3	1	搬出先2 搬出先3	公共 民間					╁┼┼	km km			地山m³ 地山m³	地山m³ 地山m³	地山m³				
第三種	ьещи		ьещin	ÆЩM	۲		搬出先1	公共 民間						km			_{地山т} 地山т³	地山m 地山m³	ъвщш				
建設発生土							搬出先2	公共 民間					†	km			地山m ³	地山m³					
	地山m³		地山m³	地山m ⁵	3		搬出先3	公共 民間						km			地山m ³	地山m ³	地山m³				
第四種							搬出先1	公共 民間						km	1		地山m³	地山m³					
建設発生土						/	搬出先2	公共 民間					<u> </u>	km			地山m³	地山m³					
	地山m³		地山m³	地山m [©]	3	ļļ	搬出先3	公共 民間						km			地山m ³	地山m³	地山m³				
浚渫土			Dh.L. S	İ			搬出先1	公共 民間					 ∔∔	km	<u> </u>		地山m ³	地山m ³		3			
没 浜 工	ut 3			Dhala 3	₃	\vdash	搬出先2 搬出先3	公共 民間 公共 民間					╁┼┼	km km			地山m ³	地山m ³	ult. 3				
	地山m³	\vdash	地山m ³	地山m [®]			JIX LLI 703	五六 八川	7				: : :	:KM	†		地山m³	地山m ³	地山m³				
合 計	111 1 2	/	1,1 1 3	pa 1 (3												3	3	1.1 3				
	地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ 地山m ³ カード*10 コード*11 コード*12 1.路盤材 2.裏込材 1.焼却 2.脱水 施工条件について						コーじゃ12		コ ビッ1の/∈¥ ¢m !-	+「主ニル」参照のこ	.)				 		地山m ³						
Ī								コード*13(詳細は「表-4」参照のこと) 再生資源利用促進					Т		最 終		場・その他	 注2:再生資源利用促進量に					
	3.埋戻し材 3.天日乾燥 1.A指定処分 4.その他(具体的に記入) 4.その他(具体的に記入) (発注時に指定されたもの)				┃ 1.A指定処分	(再生利用された場合) 1.他の工事現場(内陸:公共、民間を含む)					(処分された場合) 6.最終処分場(海面処分場)												
L	4.てい他(5	一代中川へ	ロレハノ	4.てい1	비শ 듯 / ଆ	いに見い人)	2.B指定処分(もしくは準指定処分		2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)				7.最終処分			内陸処分	〉 場)	現場外搬出量④のうち、搬出先の (コード*13)が1.~5.の合計					
							(発注時には指定されていない	が、	3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、 代金を得た場合)					8.建設	発生土	トックヤ	ード(再利用工事未定)						
							発注後に設計変更し指定処分 3.自由処分	ころれにもの)		場合) ストックヤード(再利月	月工事が決ま	っている	5		施設•乖 ▮施設	心处力等	引へ持ち込むための中間 						
									場合)	業(海岸、海浜事業舎			- 1			体的に記	!入)						